

中央区本庁舎整備検討委員会設置要綱

30中総総362号

平成30年5月31日

(設置)

第1条 中央区役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の整備に係る基本的な方針（以下「整備基本方針」という。）及び整備基本方針に基づく計画（以下「計画」という。）を策定するため、中央区本庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、整備基本方針及び計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討する。

(1) 整備基本方針及び計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が本庁舎の整備に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する13人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 2名

(2) 中央区議会議員 3名以内

(3) 区民代表 3名以内

(4) 中央区の区域内の関係団体の構成員 5名以内

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及びその職務)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、区職員その他関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会は公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 会議の傍聴については、別に定める。

(会議録の作成)

第10条 委員長は、次に掲げる事務を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 開催年月日
- (2) 出席者の氏名
- (3) 提出資料の件名
- (4) 議事の概要
- (5) 審議の経過

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。